

平成24年第11回教育委員会

定例会会議録

平成24年11月2日

東久留米市教育委員会

平成24年第11回教育委員会定例会

平成24年11月2日午前10時02分開会

市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 東久留米市立図書館地区館指定管理者の指定の依頼について
 - (4) 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について
 - (5) 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (6) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - (7) 諸報告
 - ① 平成24年度一般会計（教育費）予算（案）および24年度一般会計暫定補正予算（第6号）について
 - ② 特別支援学級の保護者説明会について（報告）
 - ③ 平成24年度東久留米市立学校体力テスト調査結果概要について
 - ④ 「平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」東久留米市立学校正答数別人数一覧について
 - ⑤ 中学校保健体育科「柔道」にかかわる指導について
 - ⑥ 第4回中学生「東京駅伝」大会の実施について
 - ⑦ 平成25年度指導室関係事業一覧（案）について
 - ⑧ 「平成25年度（24年度分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
 - ⑨ 文部科学省平成24年度「生涯スポーツ功労者表彰」の受賞について
 - ⑩ 平成24年度「東京都功労者表彰」の受賞について
 - ⑪ その他

出席委員（5人）

委員 長 榎本 隆 司	第一職務代理 井上 敏 博
第二職務代理 矢部 晶 代	委 員 松本 誠 一
教育 長 永田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長 荒島 久人	総務課長 東 淳 治
指導室長 片柳 博文	学務課長 稲葉 勝之
生涯学習課長 山下一美	主 幹 傳 智 則 (国体担当)
学校適正化等 担当課長 高梨 顕彦	図書館長 岡野 知子
統括指導主事 末永 寿宣	指導主事 間嶋 健
指導主事 大久保 順子	

事務局職員出席者 庶務係長 鳥越 富貴 庶務係 小野塚 将志

◎開会および開議の宣告

(午前10時02分)

- 榎本委員長 これより平成24年第11回教育委員会定例会を開会します。本日は全員が出席しており、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 榎本委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は5番の井上委員にお願いします。
-

◎会議録の承認

- 榎本委員長 会議録の承認ですが、前回の第11回臨時会の会議録をご覧いただいていますでしょうか。異議なしと認め、第11回臨時会の会議録は承認されました。第10回定例会の会議録については後ほどご確認いただきます。
-

◎議案の追加および日程の配布

- 榎本委員長 議案の追加がありますので、事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 人事案件に係る議案第63号、債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見の議案第65号、奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼についての議案第66号、さらに教育委員会事務決裁規程の一部改正についての議案第67号を追加議案としてご審議いただきたくお願いします。
- 榎本委員長 お聞き及びのとおり追加議案としてよろしいですか。ご承認いただきましたので追加議案とします。ついては日程に変更がありますので新しい日程をお配りします。
(新しい日程を配布する)
-

◎傍聴の取り扱い

- 榎本委員長 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
- 東総務課長 いらっしゃいます。
- 榎本委員長 人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第3、「議案第64号 東久留米市立図書館地区館指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第64号 東久留米市立図書館地区館指定管理者の指定の依頼について」、上記議案を提出する。平成24年11月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、平成24年第4回市議会定例会付議案件として提出予定の、東久留米市立図書館地区館指定管理者の指定を市長に依頼する必要があるためです。詳細については図書館長から説明します。

○岡野図書館長 資料をご覧ください。東久留米市立図書館のうちの三つの地区館である滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の3館の指定管理者の募集について、平成24年7月15日付の広報およびホームページにおいて公募要領等を掲載し、指定管理者を公募しました。7月31日まで募集要項の配布を行い、7月27日には参加団体11団体による図書館の説明会と見学会を実施しました。応募書類の締め切りは8月30日まででしたが、3団体から応募がありました。内訳は共同事業体1団体、単独の事業体2団体です。9月11日に第1回選定委員会を開催し、3団体の資格審査を行ったところ、資格については問題ないということで、一次審査は書類の審査を行いました。9月28日に第2回選定委員会を開催し、最終審査として3団体のプレゼンテーションを行いました。

採点結果は表のとおりです。A、B、C3団体のそれぞれの事業計画や団体についての審査を行い、指定管理者候補として第1位から第3位までを決めました。株式会社図書館流通センターが第1位となり、昨日、仮の協定書が調いました。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○松本委員 この会社はほかでも実績はあるのですか。

○岡野図書館長 図書館流通センターは業界では最大手で、大変多くの実績があります。都内では指定管理者や業務委託として93館の受託をしています。都下では指定管理者に任せているところは少ないのですが立川市では2年前から地区館を二つ、指定管理者に運営を任せています。そのほか大きなところでは府中市の図書館が窓口業務を委託しています。

○井上第一職務代理 審査項目には事業計画審査と団体審査がありますが、団体審査については団体の実績のほか、どのような内容で判断されたのですか。

○岡野図書館長 団体審査については経営状況、団体の事業実績、団体の持つ専門性などについて、経営状況については提案書で示されている決算や会計、財務状況等の調査について、団体の事業実績については受託実績等により審査をしました。専門性についてはどのような職員を配置してもらえるのか、企業としての専門職の確保の方策等について審査をしました。

○矢部第二職務代理 過去に、生涯学習センターなどの指定管理者の選定を行った時の資料には各委員のコメントなど載っていましたが、今回の資料にはありません。この審査をするに当たって、特にB団体を非常に良いとした、評価が高いとしたコメントがあれば伺います。

○岡野図書館長 コメントは記録としては残していませんが、採点結果を見ていただければ4委員が同じような傾向で採点されていることが分かると思います。各委員は、この団体が他団体に比べて図書館運営能力、つまり安心して任せられるという点で選定されたのではないかと思います。

○榎本委員長 評価項目の限りでは、ほぼ似たような傾向で各委員の点数が出ているということです。しかし、トータルの満点と出てきた点数との差はどうとらえますか。例えば事業計画審査では総合560点ですが、1位のB団体でも423点です。満点に至らない理由は何か分かりますか。最高点はもらったが満点には至っていない。いろいろな見方があるかと思いますが、満点に至らなかった、こういう点が少し物足りないという点で懸念される点はないのかについて伺います。つまり、最高点は取ったけれども足らざる部分で心配になるような点はないのかということです。

○岡野図書館長 それでは審査項目について詳しくご説明します。「運営方針」は団体の基本的な図書館運営に関する理念、運営の方針、図書館という公的な事業を受けていただくための一番重要と考えられる平等性や公平性の確保に対する姿勢、さらに個人情報の保護に対する姿勢になり

ます。2番目には「サービスの提案」ですが開館時間の提案、資料提供事業等については図書館の一番の根幹な事業ですから、どのような考え方で三つの図書館を運営してもらえるのかという点についての提案です。また、今回は地区館3館の指定管理者として中央図書館と連携して地域の図書館を運営していただくので、地域のニーズや市民参加についてどのように把握し、提案をされているのかという点。さらに、こちらが提案を依頼している以外の指定管理外の事業としてどのような自主事業が可能であるのか。つまり、サービスの向上策をどのように提案されるかなどを第2番目の項目としました。3番目は「安定した経営能力」ということで、危機管理の体制、クレームや市民の意向をどのように酌んでいくかの能力や運営体制についてです。図書館で一番重要なことは指定管理に係る部分は人件費になるため、どのような人を採用して運営していくのかの提案について審査をしました。4番目は「収支計画」についてです。内容が適正であるか、提案内容が経費節減につながるのかどうかという視点で審査をしました。さらに、意欲や今回の図書館の指定管理についての設置目的を達成するための基本的な姿勢などについて、総合的に加味しています。

満点に至らない理由についてですが、点数の付け方は各委員のお持ちの基準が異なるので点数自体は違ってくると思います。しかし、B団体が第1位になった理由は、おそらくどの項目についても特に欠けているところがなかったことだと思います。

○永田教育長 団体審査の場合は経営状況や実績等の数字による評価がしやすいため、評価ははっきりしてくると思います。しかし、事業計画では「ほかの図書館の指定管理者でどのようなことをやってきたのか」「本市の実情を踏まえた上で新たな提案ができるのか」といったことも評価の対象になってきます。優劣を付けなければならない作業の中で、この3団体についてはおおむねそれなりに受けられる団体であるが、一定程度絞る必要があるためこういう結果になったということですか。

○岡野図書館長 そういうことではないと思います。委員は各団体の提案書について審査され、さらに3団体のプレゼンテーションも受けて具体的な提案や質疑も行っていますので、その結果だと考えています。

○荒島教育部長 選定経過について補足説明をします。一次審査で資格審査を行い、そこで指定管理者として任せられるかどうかの選定を行いました。その結果、3団体とも任せられるということになり、次のプレゼンテーションに進みました。委員長から「満点でなくて良いのか」というご質問がありましたが、それには各選定委員の判断感覚があるのだと思います。真ん中を普通と考えて、上をGood、Very Good、Excellentとした場合、すべてExcellentでなければだめだということではなく、3団体は資格審査の上では問題がありませんでした。その中でさらにGoodなりVery Goodなりという点数を付けていった結果、こういう結果になったということです。満点を取らなければだめだということではなく、満点を取る団体があればそれは素晴らしい、Excellentということだと思います。

○矢部第二職務代理 委員長が言われたのはそうではなくて、満点に足りない部分はどうか、大丈夫なのかということだと思います。私も同じような視点で気になったのですが、見学会や説明会に11団体の参加があつて、そのうち応募は3団体だった。3団体から選ぶしかないのは仕方ないと思います。しかし、この3団体から何が何でも選ばなければいけないが故の優劣を付けた点数がこれだとすると、問題があるのではないかと思います。高得点ではないが一番になったということ、やむを得ず、ここに決定するということだと非常に困ると思いました。

ですから、委員がどのように判断されてこの点数を付けたのかを伺いたかったのです。例えば、事業計画で委員は100点以下ばかりつけています。しかし、この中でもB団体の提案はすごく良かったとかのコメントがあれば安心できるのですが、この3団体の中から選ぶがためにそれほど高得点ではないけれども一番にしたという結果では市民に納得していただけないと思い、その説明がほしいと思いました。

○荒島教育部長 私も委員でしたが、「安心して任せられるかどうか」という視点で審査をしました。3団体とも安心して任せられますが、その中でも、さらにより良い提案や企画を出された団体がありました。この団体については安心して、より良いサービスの提供をしていただけるという内容になっていると思っており、それ故、他の委員の評価も高かったのだと思います。

○永田教育長 基本的に、一次審査を通ったということで任せても良いという判断ができると思います。これまで行政に携わってきた中での感想になりますが、一定程度絞られた段階の中で採点する場合は、数社を全部見て基準となる真ん中の程度の企業を1社決めます。それに対してどうなのかと判定していきます。判断基準を高いところに設定しても高いところでの競争になり、結果は同様になると思います。ついては、すべて任せられる上での選択だとご理解していただければ良いと思います。

○井上第一職務代理 これから業務内容に対する要望を受けて、より充実したものにしていただける要素があると思いますので、個人的には団体審査を重視したいと思っています。

○岡野図書館長 B団体が候補となりましたが、その理由は先ず安心して任せられるかどうか、各団体の図書館運営の能力について一番高く評価されたのがB団体だったと感じています。事業提案の中で開館時間について提案されており、その差も多少ありました。ただ、委員会の中では経費的にはそれほど差がない中で、初めて図書館を指定管理にお願いすること、さらに、多摩地区では指定管理でお願いしている団体がまだ少ない中で安定した運営能力があるかどうかということが決め手になって評価されたのではないかと考えています。

○榎本委員長 長い時間をかけて話題にし、各委員については格別のご苦勞をお願いしたわけですが、こういう結果が出たことについて、前館長から何か感想はありますか。

○高梨学校適正化担当課長 多摩地区でまだ例がないことですので、手本になるような運営をしてもらえるところが選ばれたと感じました。先にかかわった者としてホッとしています。

○榎本委員長 前館長を含め、現館長には大変長いことご苦勞でした。改めて申し上げるまでもなく、図書館の存在の重要性は市民の大きな関心事でもあり、それ故にこの問題についてはこの間いろいろな声もいただいています。それらを十分勘案して、この結果を出していただいたと思います。

これで質疑を終了します。討論を略し、採決に入ります。「議案第64号 東久留米市立図書館地区館指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第64号は承認に決しました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○榎本委員長 日程第4、「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見に

ついて」、上記議案を提出する。平成24年11月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、東久留米市奨学資金貸付金元金償還金及び市立幼稚園保育料徴収金の債権を放棄するに当たっては市議会の議決を得る必要があります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については総務課長および学務課長から説明します。

○東総務課長 資料をご覧ください。まずは総務課所管の奨学資金貸付金元金償還金に係る、12月市議会での提案に向けて、東久留米市長名での債権放棄についての議案の内容です。債権の相手方は東久留米市個人の合計18件。放棄する債権額は186万5,000円。債権放棄の理由は昭和50年度から昭和60年度までに生じた当該債権について、民法第167条に規定する消滅時効期間10年が経過したためです。後に説明資料を添付しています。昭和50年度からの貸付件数のトータルは奨学生50人（件）になります。債権放棄の対象とならない非対象数は32件で、償還済み24件、償還中3件、今後も督促を行う者及び償還期限日前の者5件になります。続いて、今回の債権放棄対象者数18件についてですが住所不明14件、そのほか死亡、自己破産、生活困窮等によって18件となります。債権放棄額は186万5,000円で、債権放棄後の基金額はこの後にご審議いただく議案第66号とも関係しますが、こちらの奨学資金に関しては基金の運用で賄っているため、その後の基金額もここに入れてあります。一番下の貸付件数は奨学資金貸付申請の年度別件数です。

○稲葉学務課長 学務課からは、市立幼稚園の保育料に関する滞納者リストの説明をします。保育料については毎月少額ではありますが、返却されている方もいます。資料は10月15日現在です。債権数は28件、園名と未納額、未納期間、回収不能額、未納の理由を記載しています。28件の内訳のうち生活困窮で回収困難14件、生活保護で回収不能3件、破産宣告1件、所在不明2件、改めて調べる滞納者8件となっています。未納額の合計は232万6,400円で、このうち債権放棄するものは20債権の158万6,400円です。継続して督促する債権は8債権で76万円となっています。

○松本委員 生活困窮で回収が困難ということですが、その基準はどのあたりに置いていますか。

○稲葉学務課長 毎年、電話や文書等で督促をしていますが、保護者から「生活困窮のために支払うことができない」との回答がありました。

○永田教育長 本人が「生活が苦しい」と言えばそれをすべて認めるのですか。

○稲葉学務課長 電話連絡、文書等で督促を行う際、支払っていただくように話はしています。

○永田教育長 「当時の生活はそれほど困窮ではなかったが、実際に借った後に生活困窮となり生活保護等受けている」ということならば客観的な説明がつくが、本人の口頭だけで「生活苦である」ということは証明にならない。

○東総務課長 総務課でも生活困窮と判断したケースが1件あります。この場合は保証人においていただいて生活の実情等を確認し、さらに、庁内で内部調査を行って状況を確認し、この1件については「生活困窮」という判断をしました。そういう調査及び聞き取りで判断しています。

○榎本委員長 どこまで実態を知るために入り込めるのか、非常に難しい問題があると思います。ここで暫時休憩します。

(午前10時45分休憩)

(午前10時50分再開)

○榎本委員長 休憩を閉じて再開します。

- 永田教育長 奨学資金の債権放棄の理由として、民法を引用している部分があります。市立幼稚園保育料の債権放棄について民法を理由としている条項と年限が違うのは何故ですか。
- 東総務課長 奨学資金については民法第167条第1項により、「債権は10年間行使しないときに消滅する」ということで、一般の債権の期限になります。幼稚園保育料については民法第173条の3の規定である「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」については、2年の短期消滅時効の規定が該当します。10年と2年の差はこのためです。
- 永田教育長 奨学資金も教育にかかわるものですが時効は2年ではないのですか。
- 荒島教育部長 「授業料等」となっています。
- 永田教育長 「授業料等」以外になるため奨学資金は該当しないということですが、「授業料等」となると「授業料」なのか。
- 荒島教育部長 「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」とあります。
- 永田教育長 限定されているわけですね。奨学資金の場合は「授業料」のほかに使われているかもしれないと。
- 矢部第二職務代理 奨学資金のうち整理区分Dの住所不明が非常に多くあります。かなり古いものであるのでは仕方ないとは思いますが、この平成24年に達するまでの間にどのような事務的な手続がされていたのか。何故住所不明になってしまったのか、何か事務手続上の不備があったのではないかと、この間にどのような督促が行われていたのか伺います。
- 東総務課長 督促や催告等は、先ず郵送による事務手続を行います。債権放棄非対象者の中で、郵送物が市にあって先不明で戻ってこない場合はそこにいるものとして督促を続けています。しかし、郵送しても戻ってくるものもあります。その場合には事務局職員がその住所を訪ねて不在なのかどうかを確かめています。そのほか、戸籍のある市町村に確認の手続きをとって所在の確認をしています。さらにその中でも、あて先不明として戻ってくるものもあります。本人を追っていく中で、最終的に住所不明として14件発生しました。
- 矢部第二職務代理 貸し付けを行う時には本人の連絡先は一つだけしか書かないのですか。そこがつかないならばもう辿る術がないということですか。
- 東総務課長 奨学生本人のほか連帯保証人の名前や住所も確認しています。借りた当時は市内にいても転出される方もいます。転出する場合は必ず連絡をするように説明はしていますが、債権をそのままにして連絡もなく転出される方もいます。その方をどのように探していくかについては先ほど申し上げたようなことを行って確認作業を進め、それを行った結果が以上です。
- 榎本委員長 これで質疑を終了します。討論を略し、採決に入ります。「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第65号は承認に決しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第5、「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成24年11月2日提出。東久留米市教育委員会教

育長、永田昇。提案理由ですが、債権の放棄に係る議案提案に伴い、東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 資料をご覧ください。東久留米市長が12月議会に提案するに当たっての議案を添付しています。奨学資金についてはこれまで2,250万円の基金運用により対応してきましたが、議案第65号による奨学資金の債権放棄となると186万5,000円を削減し、基金額を「2,250万円」から「2,063万5,000円」に減額させていただく条例改正をお願いします。奨学資金のうち給付は一般財源ですが、貸付金は基金からの支出となっています。その基金を運用して20万円の貸し付けを行っています。基金は定額運用基金の2,250万円ですが、今回186万5,000円を債権放棄するとその分は基金に戻ってこないため、今後はその額を除いた額を基金の額として定めるという条例改正をお願いします。

○永田教育長 基金には財政調整基金や特定目的基金などがあり、何年か前には教育振興基金を創設しました。例えば教育振興基金の1億円から、どこかの学校の耐震化工事費として5,000万円使うとします。その場合はそれを取り崩すために基金額が少なくなります。定額運用基金の場合は2,250万円が設定されて、その中で運用しています。本来は貸して戻ってくることを前提にしていますが、明らかに戻ってこないと判断された額についてはその金額を落とすということで、基金の額総体が減額されます。

○榎本委員長 本来、奨学資金の精神からすればもっと額を増やすということも考えられると思いますが、市全体の事情等からしてそう簡単にはいかないようです。しかし、申請者数を見ると、利用の実態は驚くほど少ないですね。

○永田教育長 「2,250万円から債権放棄分の186万5,000円を削減して、基金の限度額を落とすと貸し出しができない」ということになれば、市長部局と相談して予算を計上してもらって186万5,000円を積み立てるということも考えられますが、そこまでに及ばないということで落とすということです。

○榎本委員長 現状の実態等を勘案してこれでいけるという見通しの下で、こういう提案が出てきていると理解すれば良いですね。これで質疑を終了します。討論を略し、採決に入ります。「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。全員挙手であり、議案第66号は承認に決しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○榎本委員長 日程第6、「議案第67号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第67号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年11月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、学校適正化等担当及び生涯学習課主幹（国体担当）の所管事務を明確にし、併せて「教育振興基本計画（仮称）」および「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の事務に係る所管を明確にするため、規程の整備を行うものです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 資料最後の新旧対照表をご覧ください。1から29までの奨学資金の運用することの項までは現行どおりですが、この後に30として「東久留米市教育委員会の権限に属する事務

の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成し、議会へ報告及び公表すること」を新たに設け、決裁区分は教育長とします。続いて、学校適正化等の欄です。「1 市立学校の適正規模・適正配置に関すること」についての決裁区分、特に重要なこと、重要なこと、軽易なものということで、それぞれ教育長、部長、課長の決裁を明記し、併せて2として「教育振興基本計画を立案すること」、教育長決裁という形で追加し、教育振興基本計画についての位置づけの決裁区分を明らかにしました。次に、国体担当については生涯学習課に国体担当主幹を設置していますが、こちらに「国体の開催及び関連事業に関すること」ということで、それぞれ決裁区分と指定合議先を入れ、国体担当の決裁規程も整備します。

○榎本委員長 提案理由の1行目「学校適正化等担当および生涯学習課主幹（国体担当）の所管事務を明確にし」という表現ですが、ニュアンスとしては今まで明確でなかったと受けとめられますが。

○東総務課長 「学校適正化等担当課長」は総務課の中の担当課長になります。教育振興基本計画の策定を総務課の事務として所掌していた時期も当初はありましたが、23年度から学校適正化等担当の所管となっているためここで明確にし、具体的に決裁区分も入れています。

○永田教育長 学校適正化の事務は所管の入れ替わりの歴史があります。私が最初に担当した時には通学区域の事務が学務課にあるため、学務課として学校の適正化を担当していました。何年か経ってから総務課に移っています。なお、教育振興基本計画は位置づけがないと総務課が所管することになりますが、今は学校適正化等担当課長の所管としていますので明確にするということです。

○矢部第二職務代理 総務課の分掌事務の中に項目立てていたわけではないのですね。

○永田教育長 往々にして、その他の部課に属さない事務は総務課庶務係と読み取る部分がかかなりあるのですが、それを明確にするという意味です。運用上は何の支障もありませんし問題もなかったのですが、役所というのは文書主義ですから文書で明確にしておいたほうが良いだろうということで、今回改正するものです。

○榎本委員長 説明を聞けばよく分かります。過去は問わずとにかくここで明確にするということです。これで質疑を終わります。討論を略し、採決に入ります。「議案第67号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。賛成の委員は挙手をお願いします。全員挙手であり議案第67号は承認に決しました。

◎諸報告

○榎本委員長 日程第7、諸報告に入ります。①「平成24年度一般会計（教育費）当初予算（案）について」及び「平成24年度一般会計暫定補正予算（第6号）について」から報告をお願いします。

○荒島教育部長 資料の「平成24年度一般会計暫定補正予算（第6号）」をご覧ください。これは専決処分となりますが、12月16日に投開票される都知事選挙にかかる経費です。歳入は東京都の委託金5,305万4,000円で、歳出は選挙関係の職員人件費、消耗品、備品等の購入費等々です。

続いて、資料の「平成24年度東久留米市予算（案）」をご覧ください。これには今回の補正第6号も加えてあります。前回10月22日の教育委員会で報告した時には歳入歳出額は387億1,292万5,000円でしたが、今回の一般会計の当初予算額は387億7,

200万円で、前回より増えています。歳入歳出とも387億7,200万円になります。要因は約5,300万円の補正第6号および後ほど説明しますが、定額運用基金の一般会計の繰り入れになります。教育費については前回との増減はありません。もう一つの増の要因ですが10ページにある繰入金のうち、定額運用基金となっている財政調整基金、公共施設等整備基金、みどりの基金、教育振興基金の次にある生活資金貸付基金とその下の国民健康保険高額医療費等貸付基金については定額運用基金になっていますが、この基金の基金残高を減らしている分が前回の予算原案に比べて増えています。

最後のページの参考2の「定額運用基金の状況」をご覧ください。先ほどご審議いただいた奨学資金貸付基金の債権放棄提案額も186万5,000円計上されており、その条例改正後の基金残高として2,063万5,000円となっています。生活資金貸付基金についても341万3,000円の債権放棄をし、さらに、一般会計へ358万7,000円を繰り入れ、基金残高を300万円にします。そして、国民健康保険高額医療費等資金貸付基金についても105万6,000円の債権放棄を行い、さらに一般会計への繰り入れを194万4,000円行い、基金残高800万円から500万円にするということです。これが予算原案と案との相違点になります。

- 榎本委員長 補正第6号の説明資料で「専決処分」と言われたが、何をどのように専決するのでしたか。
- 荒島教育部長 本来であれば議会の審議・議決を得てから補正予算が成立しますが、今回は時間的に暇がないということで市長において処分し、この補正予算を成立させました。想定されているものについては当初予算で計上して予算措置しますが、例えば、衆議院の解散や議員の辞任等想定できない事態が起こった場合は、当然それに対応するための予算計上が必要になり、東久留米市ではこれまでも専決処分で行っています。
- 永田教育長 都知事選挙にかかる予算については市の政策的あるいは判断が必要なことなく、また、東京都全域で一斉に始まりますので、一時を争って予算を付けて発注しないと業者がいなくなるという現状もあります。
- 松本委員 市議会議員選挙の費用と同じぐらいかかるのですか。
- 永田教育長 そうです。1回選挙を行うと5,000万円ぐらいかかり、東京都全体では50億円ほどになります。
- 松本委員 市議会議員選挙だと東京都からの財源はないですね。
- 永田教育長 市の一般財源になります。市長選になると候補者が少ない分、若干、事務従事の職員は少なくなってくるとは思いますがほとんど変わりません。
- 松本委員 最近市の職員だけではなくてシルバー人材センターの方々が従事されているようですが。
- 永田教育長 職員課の人件費は市の職員だけの分です。休日に行われる投開票事務や平日夜間の期日前投票、さらに休日の期日前投票などもあります。
- 榎本委員長 この件は以上でとどめます。次に、「②特別支援学級の保護者説明会について」の報告をお願いします。
- 稲葉学務課長 保護者説明会についてですが、第六小学校は10月12日の午前と夜間の2回に分けて開催し、午前中は22人、夜間は6人の合計28人の保護者が出席されました。南町小学校については10月18日の午前と夜間に開催し、午前中は18人、夜間は12

人の合計30人が出席されました。参考資料として当日配布したものを添付しています。

学務課からは「特別支援学級設置の背景と趣旨」として学級の説明、学級の対象者、通学区域について、さらに特別支援学級入級の手続きについての説明をし、指導内容については指導室から説明しました。説明後には保護者からご意見やご要望等をいただいております、現在、事務局で集計しています。通学区域が変わったことにより本来は学校が変わりますので、指定学校の通学や通級については、保護者から11月16日までに意向調査票を提出してもらうことになっています。その報告と併せ、説明会での質疑の内容等については改めて報告します。

○矢部第二職務代理 後刻の報告を待ちたいと思います。

○榎本委員長 「仮称・きこえの教室」という名称ですが、私の感覚では「すずらん」「ことば」「たけのこ」等とは少し違っているように思えますが、皆さんはいかがですか。

○稲葉学務課長 学級の名称については開設準備委員会により、この後の会議で決定していきます。知的障害学級と情緒障害学級については学校長から具体的に名称を伺いました。「ことばの教室」と「きこえの教室」については近隣市でも学級の内容が分かるということで、そのままストレートに「ことばの教室」「きこえの教室」を使っています。他の名称を付けるとその学級がどういった学級なのか分からないということもあり、事務局としてはストレートの名称を考えています。

○榎本委員長 「きこえ」という言葉が、名前の付け方として自立できるのか。「ことばの教室」とあるので、それに見合う形で付けても良いのではないかと考えています。特別支援学級の運営は本当に大変な仕事で、かなりデリケートな問題も併せ持っています。それだけに校長の判断の中にも、それとすぐ分かるような命名が良いと言われるのは、これはもう命名の大原則です。説明を聞かなければ何だか分からないよりもちゃんと分かる方が良いでしょう。しかし同時に、「ストレート」という表現がありましたが、ストレート過ぎることだって、一方では考えなければならぬと思います。「ことばの教室」とあるのだから、「こえの教室」ではいけないのですか。わざわざ「きこえ」というのは何だろうか。「君はきこえの教室？」と言われた時に、子どもはどう思うか。聞こえないこと自体が悪いわけではない。しかし、障害にかかわる問題についてはかなりデリケートな対応が必要であることからしても、わざわざ「きこえ」と使わなくても「こえ」ではどうなのかなと思います。

○永田教育長 福祉団体の方々にはストレートにその名前を付けています。「ことばの教室」といった場合、何をやっているのかわれわれは分からないが、その人たちには分かる。難聴の方をどのように表現するかは難しいと思います。

12日と18日に60人からお集まりになって、この名称についての意見はありましたか。

○稲葉学務課長 保護者からは名称についてのご質問・ご要望・ご意見等は出ていません。

○榎本委員長 その会は代表される方々のお集まりだろうとは思いますが、そこで出なかったから良いというわけではないと思います。

○永田教育長 福祉関係の方に聞いてもストレートにそれで良いという方と、そうではないという方もいますから難しいですね。

○榎本委員長 だからこそわれわれが客観的にいろいろな点を配慮して、考えられるところは考えるべく、ここに出てきているのだと思います。学校教育あるいは子どもを目の前に置

いての問題として、われわれはより深く考える責任があります。そういう点で、これは私だけの言葉に対する感覚だと思いますが、ほかのクラスの名前の付け方と違いますねという意見です。

○永田教育長 また別な名前を付けると、今度はその別な名前がそういった類の種の固有名詞になってしまうと思います。

○榎本委員長 意識させてはいけないので、本日は問題提起だけにしておきます。

○永田教育長 また委員会が開催されますので、委員長のご心配の点はそこで先生方にお伝えしましょう。

○榎本委員長 例えばこんな声もあると、出席された方に問いかけてもらう材料の一つにしてください。

○矢部第二職務代理 南町小学校に開設される「仮称・たけのこ学級」は、初めて市内全域が対象になりますが、通学へのサポートはありますか。

○稲葉学務課長 現在、通学用のバスは「通級用バス」として、第七小学校のあすなる学級に出しています。来年度からは、第六小学校の通級学級用にもバスを考えています。南町小学校の情緒障害学級についても固定ではありますが市内全域ということを考慮して、通学バスをつけることで財政と協議しています。

○榎本委員長 この件は以上にとどめます。続いては、指導室関連をまとめてお願いします。

○片柳指導室長 1点目は、本年6月から7月にかけて行われた市立小・中学校の体力テストの結果についてです。結果については各学校にも示し、今後は体力向上に向けた教育活動の取り組みに役立てられます。結果の概要については担当から説明します。

○間嶋指導主事 資料をご覧ください。4枚組みになっており、1枚目が小学校低学年、2枚目が高学年、3枚目が中学校、4枚目は一覧になっているものです。1枚目にお戻りください。各学年・男女別、上段が男子、下段が女子です。黒の全国平均を50として、青が東久留米市の平均、赤が東京都の平均を表しています。各レーダーチャートの右上にある身長・体重・座高といった体格はほぼ、東京都や全国平均と同じです。体力や運動能力の全体的な特徴については、赤色の東京都の全体平均と同様な傾向が見られます。長座体前屈や柔軟性の結果に優位性が見られる一方、小学校と中学校の男女共通でボール投げ、遠くへ投げる筋力パワーには課題があります。さらに、小学校ではシャトルランや全身持久力に課題が見られます。

個別の課題ですが、1枚目の小学校2年女子と小学校3年男子を中心に上体起こし、筋持久力、3枚目の中学校3年及び2年男子の握力、筋瞬発力等に課題が挙げられています。今後は分析に基づいて体育・保健体育科の授業改善の充実等を指導していきたいと考えています。

○片柳指導室長 続いて、7月の夏休み前に行われた東京都の学力調査についてですが、ここで本市の学力調査の結果が明らかになりました。概要については担当から説明します。

○間嶋指導主事 「平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」のうち、「東久留米市立学校正答数別人数一覧」について報告します。資料1枚目は小学校、2枚目は中学校です。A層からD層までは受験者数を4分の1に分割したものです。A層は東京都全体の受験者数の上位25%で、小学校では国語は18問以上正解した児童がこの層に当たります。つまり、D層は東京都全体の下位25%で、小学校国語では正答数が13問以下の

児童数となります。本市の小学校では4教科ともD層が30%を超えており、全体的に底上げが必要なことが分かり、補充的な指導の充実等が必要と言えます。算数と社会科に関してはA層の人数も15%と、10%低くなっています。国語や理科で優位な児童であっても、算数と社会科には十分な力が発揮できていないことが分かります。各校で子どもたちの回答を分析し、授業改善を図ってもらう必要があります。

中学校ではA層が2～3%少なく、また、D層も0～2%少ないため、B層またはC層の生徒の割合が多くなっています。発展的な指導の充実や補充的な指導の充実を図り、D層のさらなる削減、A層の増加に向けての取り組みが必要と言えます。各校へは、このような実態に伴い、さらに自校独自の分析を行ってもらい、授業改善を図るよう指導していきます。

○片柳指導室長 続いては、中学校の保健体育科における武道の必修化について報告します。柔道の授業の実施に当たり、事故防止や安全管理に重点を置いて各学校が策定した指導内容・指導計画について指導や助言を行いました。具体的な説明は担当から行います。

○大久保指導主事 各学校に指導した内容は主に次の3点です。1点目は、授業の内容は柔道の基本となる受け身に重点に置くよう指導しました。後ろ受け身、横受け身、前回り受け身、投げる動作に応じた受け身と、段階的に習得できるように時間を十分に確保し指導するようにしました。2点目は投げ技についてです。学習指導要領に記載されている六つの基本技を中心に習得するようにし、支え技系、回し技系、刈り技系等、内容について段階的に計画するように指導しました。3点目は柔道の全時間において授業の開始、終了時に生徒の健康観察を行い、準備運動を含めた受け身を全時間で行うよう指導しました。また、柔道は互いを尊重する態度が安全な柔道を実施する上で大変重要であることから、礼法指導についても全時間で行うよう指導しています。指導計画については作成例を学校に示し、1時間の指導内容と評価計画が明確に分かるようにしました。また、作成したものを、各教員が安全に関する配慮チェックリストによって点検できるようにして提出してもらいました。この指導計画の作成後、指導室が点検項目に従って再度確認しています。見直しの必要な学校については再度、管理職の先生の立ち会いの下、柔道担当の先生と確認をしています。これにより、指導計画から安全な柔道指導についての充実が図られたと確認できましたので、本日報告させていただきました。

現在、西中学校で実施していますが、今後は資料のようなスケジュールで始まっていきます。授業改善研修会でも柔道の研究授業等が予定されており、柔道の安全については今後も指導していきたいと思っています。

○片柳指導室長 続いて、「平成24年度第4回中学生『東京駅伝』大会開催要項」がまとまりましたので報告します。資料をご覧ください。本年度の開催期日は平成25年3月20日の水曜日、春分の日です。場所は今年と同様味の素スタジアムが予定されています。この東京駅伝への参加については今後選考会等を経て各中学校の代表選手を選抜し、東久留米市選手団を結成していきます。については選手団の結団式も東京駅伝参加に当たって執り行いますのでよろしくお願いします。詳細については担当から説明します。

○間嶋指導主事 第4回中学生東京駅伝結団式について報告します。日時は平成25年1月8日、始業式後の午後4時から、701会議室を予定しています。昨年との変更点ですが、選手へのユニフォーム贈呈の目録のほか、選抜選手の意欲喚起も含め、選手に認定された証明書のようなものを贈呈したいと考えています。この贈呈についてはユニフォームの目

録同様、教育長に願する予定です。

○片柳指導室長 続いて、平成25年度指導室事業について報告します。重点事業としては引き続き、小中連携教育の推進を考えており、今年度に準備を進めてきた児童・生徒による直接交流を小中連携教育の目玉として位置づけました。教員の交流からさらに進めて子どもたちの交流を、次年度以降はより一層推進していく予定です。また、学校図書館充実のための整備計画の策定に伴い、学校図書館の一層の活用を図る事業等を進めていきます。具体的には学校図書館の連絡協議会の実施、学校図書館研修会の充実などです。そのほかの重点事業については内容について精査し、必要な見直しを行いました。詳細については後ほど資料をご覧ください。

○榎本委員長 指導室関係についてまとめて報告してもらいましたが、全ての報告後に質問がありましたらお出しいただくことにします。続いて、「⑧教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の説明をお願いします。

○東総務課長 この点検評価報告書については平成24年度（23年度分）を8月の定例会でご承認いただき、第3回市議会会期中に市議会へ報告し、ホームページでも公表したところです。評価の生かし方についてですが、これまでも内部の評価はもとより、有識者のご指摘についてはできるところから反映し、改善を進めてきています。

しかし今回のご指摘についてはそれを生かしていく場合、大きく変更する必要が出てきましたので、ご報告します。1点目は、作業の開始を半年間ほど早める必要があるということです。つまり、当該年度中に見直し作業に入ることとなります。2点目は、評価の内容を3段階、これはA、B、Cなどの記号と文章の記述にしたかどうかということです。

1点目の作業の開始が半年間ほど早まることについてですが、点検評価の報告書の策定は平成19年度（18年度分）から始まり、これまでは新年度に入ってから具体的な作業を行ってきました。25年度からは24年度中に準備ができ次第、この12月ぐらいから作業に入りたいと考えています。作業開始を半年間早める理由は二つあります。一つ目は、これまで有識者には内容がほぼ確定した時点で報告書をお渡しし、メール等で質問があればお受けするなどして評価を書いていただいていた。しかし、今回、「報告書の内容について話を聞ける場を設けてほしい」とのご要望もあり、このことについては以前から総務課においても説明が必要な内容もあると考えておりました、次回から説明会を開催したいと思います。ただし、9月議会提出までの日程を考えますと、年度明けの5月にはこの説明会を開催しないと間に合わないと考えています。そのためには今年度中に内容をまとめ、4月にはほぼ内容を確定させておく必要があります。二つ目は、実際に作業を行っていくと事務事業や施策の方向を一つにまとめたり、移動させて組み替えた方が適切であったりするものも出てきますが、これまでは新年度に入ってから事務を進めていたため、内容の変更ができず、項目によっては1年遅れの内容を検討していたものもありました。ついては、できるだけ実際の内容に即した内容に評価をいただくべきであると考え、現時点で既に内容の変更を行っているものについては極力反映させていきたいと考えています。

大きな二つ目として、評価の内容を3段階、例えばA、B、Cの評価記号と文章の記述とすることについてですが、これまで文書のみで評価していた評価をA、B、Cの3段階の記号と文章とで述べ、評価記号に合わせる形で語尾の統一も図りたいと思っています。このほか、評価の記述については年度当初の目標設定が明示されていないので、達成の程度

が分かりにくいとのご指摘もありました。しかし、数値で具体的な目標設定が示されない内容もありますので、かなり大まかにはなりますがこれまでどおり、25年度（24年度分）も「主要施策の方向が目標である」と説明したらどうかと考えています。

今後作業を進めていくに当たり、さらに細かい変更が出てくると思いますが、大きくは以上の点を変更して作業を進め、年度末には素案を示す予定です。なお、点検評価報告書の内容については、教育振興基本計画の策定後に評価の項目など大幅に見直す必要がありますが、次回の点検評価報告書については、現時点でできる限り見直しを図っていきたいと考えています。具体的な変更案と作業日程については後日担当課長に通知します。

続いて、生涯学習課と学務課から報告させていただきます。

○山下生涯学習課長 文部科学省平成24年度「生涯スポーツ功労者表彰」受賞について報告します。資料をご覧ください。毎年、文部科学省では地域におけるスポーツ振興に顕著な成果を上げたスポーツ関係者に対して、「生涯スポーツ功労者」表彰を行っています。このたび、体育協会の寺本会長が本市として初の受賞者となりました。受賞者氏名は寺本亮洞氏、昭和19年3月生まれ。小山2丁目にある天台宗大円寺の住職です。受賞理由は、特定非営利活動（NPO）法人東久留米市体育協会会長として長年にわたり市民スポーツ振興に尽力された功績が認められたことによるものです。特に、昭和40年の体育協会の設立から今日の体育協会の規模に発展するまでのご尽力が大きく認められたと理解しています。受賞までの流れですが、本市の教育長から東京都のスポーツ振興局長あてに推薦調書を提出し、東京都における選考を経た後に文部科学省に推薦が行われ、その中で選考が行われました。

○稲葉学務課長 続いて、学務課からは、平成24年度「東京都功労者表彰」の受賞について報告します。東京都では地域行政の功労者として顕著な功績を上げた方を称えるため、「東京都功労者表彰」を行っています。このたび、東久留米市歯科医師会並びに東久留米市学校歯科医会の会長である鈴木普久氏が「福祉・医療・衛生」に関する功労者として表彰されました。鈴木氏は昭和28年生まれで、昭和58年から鈴木歯科医院を浅間町で開業されています。現在は第三小学校の学校歯科医です。受賞理由は昭和61年から学校歯科医に就任以来、市教育委員会、学校、歯科衛生士と連携を図り、口腔内の刷掃指導に熱心に取り組むとともに、年齢に合った歯ブラシの寄与や、同じ歯ブラシで刷掃指導が受けられるなど細やかな配慮に対する功績のほか数々の功績が認められたことによるものです。表彰式は10月1日の午前11時から都庁で行われ、石原都知事から表彰状が授与されました。さらに、昨日、市役所においていただき、市長に受賞の報告をされました。

○榎本委員長 それでは、指導室関係の報告事項について何か伺うことはありますか。

○井上第一職務代理 東京都の学力調査について伺います。対象学年と小学校は全クラスなのか選抜クラスなのか。

○間嶋指導主事 小学校は小学校5年生の全クラス、中学校2年生は全クラスです。

○井上第一職務代理 この表は単なる平均点だけでなく、児童・生徒が正解できたものを分析してもらっているので分かりやすいと思います。国語のように、小学校から中学校にかけて正答率が上がって行って、一番高い山も相当上にあり、小中連携教育からいっても理想に近い結果となりました。しかし、社会と算数については室長からもご指摘がありました。中学社会の場合には教科書が3冊あり、中学2年の春の1学期に試験が行われるというこ

とは、東京都がきちんと学習の進行状況を踏まえて出題しているのかどうかという疑問があります。学校やクラスによって授業の進み具合もあるでしょう。正答率が過半数までいかない生徒の方が多いということは、現場の問題だけでなく、出題の内容についても検討していただく必要があるのではないかと思います。その上で、中学2年生の終わりの段階に向けてこの内容が分かっているならば参考になると思います。到達状況を大事にしていくということですから、一定の試験で輪切りにするのではなく、現場の先生に対しても指導や激励をいただければと思います。社会科だけは少し気になりました。

○片柳指導室長 中学校での社会科の科目は地理・歴史・公民の三つの柱から成っていますが、現在、1～2年生で地理と歴史を並行して学び、その後、3年生が主になりますが、そこで公民を学習する順序になっています。ご指摘のとおり、各学校によって内容の進度、取り上げる順番等が若干異なるところもあり、東京都の問題が各学校の実態に合ったものかどうかは若干疑問の残るところもあります。そういう意味では進度等によって差ができないように作成されているとは思いますが、いま一度、問題を精査するとともに東京都にもそうした課題があるのではないかを伝え、今後の学力調査の実施の充実を図っていただくよう申し入れをしてきます。

○矢部第二職務代理 柔道の件で伺います。指導に関しては、非常に細やかな点検項目を設けていただいているので安心できました。設備面で各学校はどのような状態で実施するのか計画などはありますか。体育館の使い方や畳の使用状況など、各学校が出してきた計画に何か心配なことはなかったでしょうか。

○大久保指導主事 これから実施する学校もありますがすべり止め等を準備し、現在使用しているマット等も使用していくという確認をしています。

○矢部第二職務代理 指導室から改善の指導があった学校はなく、各学校が出してきた計画でとりあえずは大丈夫そうであると思って良いですか。

○大久保指導主事 はい。施設面についてまだそろっていない学校もありますが、それについては改善を図るよう指摘しています。

○松本委員 西中学校の学校だよりでは、既に西中学校では柔道が始まっていて、外部から講師をお願いしたと書いてありました。先生方も不慣れな場合はそういう方がいてくれると安心されるのではないのかと思います。また、ダンスも始まれば、ダンスも経験がないとなかなか難しいでしょう。体育協会の柔道連盟やダンスの会などから授業の場に講師として招ければ、いてもらうだけでも安心できると思いますので、地域の方との連携も考えたら良いと思います。

○矢部第二職務代理 柔道に関しては安全面の心配があるということで綿密に計画していただいているのですが、ダンスに関しても各校は計画などを提出しているのですか。

○大久保指導主事 年度当初に提出してもらっています。

○矢部第二職務代理 それについては特に指導の必要がある学校はないのですか。

○大久保指導主事 そのとおりです。心配はないと考えています。

○榎本委員長 そのほかで何か報告はありますか。各委員はいかがですか。

○矢部第二職務代理 10月25日に東京都市町村教育委員会連合会の第3ブロック研修会に、教育長、委員長、松本委員、私の4人で多摩六都科学館に行ってきましたので報告します。今年度の第3ブロックの当番市は清瀬市でした。今年の7月に新しくなった多摩六都科学

館のプラネタリウムの施設を見学しましたが、当日は練馬区から来ている小学4年生の児童と一緒にプログラムを受講しました。東久留米市でもかつては予算内での利用があったようですが、現在は各校で独自に使っているとのことでした。星の数もギネスに認定されるほどの素晴らしい施設となり、非常に良い事業ができていますので、東久留米でも子どもたちの利用がもっと進めば良いなという感想をみんなで持ちました。とても良い研修会でした。

○榎本委員長 私も大変良い勉強をさせてもらったと思います。多摩六都科学館の係の説明も大変立派で、先生方にも勉強してもらいたいと思うくらいの良いお話ぶりでした。ギネスに載ったということで、またよそからかなりおいでになるのではないかと思います。

私からも一言で申し上げます。いろいろなところで教育にかかわる、また直接にはかかわらなくとも広い意味でかかわる講演会やシンポジウムの案内を目にすることがあると思います。学校の先生方には外にできるだけ出る機会を持って、周りの空気を吸っていただきたいと思っています。指導室から、もって積極的に、「先生方はできるだけ時間を使ってこういう会に出て勉強してきてほしい」ということを言ってもらいたいと思います。

◎閉会の宣告

○榎本委員長 以上をもって平成24年第11回定例会を終了します。

(午後0時12分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年11月2日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)